

公益社団法人東京都教職員互助会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 公益社団法人東京都教職員互助会
- (2) 監査対象局 教育庁及び福祉保健局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

公益社団法人東京都教職員互助会（以下「互助会」という。）は、大正8年に東京府教職員互助会として発足し、教職員病院建設のため、昭和6年に社団法人化された団体であり、昭和8年から三楽病院（以下「病院」という。）を開院しており、病院の概要は表1のとおりである。

なお、互助会は、平成25年4月から公益社団法人へ移行しており、東京都の教育向上に資するため、下記の事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的としている。

- ア 学校教育及び地域教育の支援に関する事業
- イ 三楽病院等による保健医療に関する事業
- ウ 教職員の健康増進及び生涯生活設計支援に関する事業
- エ 教職員の追悼に関する事業
- オ その他この法人の目的を達するために必要な事業

(表1) 病院の概要（平成27年3月31日現在）

所在地	千代田区神田駿河台二丁目5番	
敷地面積	4,987.17m <sup>2</sup>	
建物規模	病院本館	17,503.42m <sup>2</sup> （地上9階、地下2階）
	病院別館	3,008.85m <sup>2</sup> （地上5階、地下1階）
	病院別館南棟	287.88m <sup>2</sup> （地上3階）
診療科目数	17科	消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、呼吸器内科、予防医学内科、精神神経科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科
病床数	許可病床数	270床（一般病床243床、精神病床27床）
	稼働床	235床（一般病床208床、精神病床27床）

(2) 組織（平成27年3月31日現在）

互助会は、事務所を千代田区神田駿河台二丁目5番に置き、役員10名（理事長1名、業務執行理事2名、理事6名、監事1名）及び職員323名（うち都派遣職員2名）で、事務局及び病院をもって構成されている。

会員数は12万916人（正会員（公立学校教職員等）6万7,717人及び賛助会員（退職者等）5万3,199人）である。

3 都との関係

都は、互助会に対し、「公益社団法人東京都教職員互助会三楽病院運営費補助金交付要綱」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金交付要綱」等に基づき、平成25年度は1億4,000万余円、平成26年度は1億1,676万余円の補助金を交付しており、その補助金の目的及び交付方法は、表2のとおりである。

(表2) 補助事業の概要

(単位：千円)

区分	補助事業	補助目的	交付方法	補助金額	
				平成25年度	平成26年度
教育庁分	三楽病院精神神経科の運営	精神神経科の診療体制の確保によって、公立学校教職員の任用管理に資する。	補助対象額と補助限度額とを比較し、少ない方の額に補助率を乗じて得た額を、都の予算範囲で交付	138,722	115,680
福祉保健局分	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助	法に基づく公費負担医療制度の円滑な運用及び適正な執行を図る。	医療保護入院者の入院届、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告書1通につき3千円を交付	21	9
	救急医療機関勤務医師確保事業	救急勤務医手当の創設を促し、過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を図る。	救急勤務医手当の支出額と、別に定める補助基準額とを比較し、少ない方の額の合計に2/3を乗じて得た額を、都の予算範囲で交付	1,008	1,079
	災害拠点連携病院衛星通信装置整備事業	衛星通信装置の整備を促し、情報連絡体制の多重化を進め、災害時における通信手段の確保を図る。	衛星通信装置の購入費用と、別に定める補助基準額とを比較し、少ない方の額を、都の予算範囲で交付	250	—
合計				140,001	116,768

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成25年度及び平成26年度の事業について実施した。

#### 2 実地監査期間

- (1) 教育庁 平成27年11月5日及び11日
- (2) 福祉保健局 平成27年11月5日及び12日
- (3) 互助会 平成27年11月6日、9日及び10日

### 第4 監査の結果

#### 1 補助対象事業の執行について

互助会が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

### 第5 補助対象事業の概要

#### 1 補助金の交付実績

平成25年度及び平成26年度における補助金の交付実績は、表3のとおりである。

(表3) 補助金の交付実績

(単位：千円)

区分	補助事業	年度	補助金額	補助対象額	補助限度額	補助基本額	補助率	補助算定額	補助上限額 (都予算額)
教育庁分	三楽病院精神神経科の運営	25	138,722	243,899	263,924	243,899	12/20	146,339	138,722
		26	115,680	210,328	233,242	210,328	11/20	115,680	129,235
福祉保健局分	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助	25	21	-	-	-	-	-	-
		26	9	-	-	-	-	-	-
	救急医療機関勤務医師確保事業	25	1,008	2,115	1,512	1,512	2/3	1,008	1,471
		26	1,079	2,575	1,619	1,619	2/3	1,079	1,700
	災害拠点連携病院衛星通信装置整備事業	25	250	335	250	250	10/10	250	250
		26	-	-	-	-	-	-	-
合計		25	140,001	246,349	265,686	245,661	-	147,597	140,443
		26	116,768	212,903	234,861	211,947	-	116,759	130,935

(注1) 補助対象額：精神神経科と精神神経科以外の診療科の損益額の差額（精神神経科と精神神経科以外の診療科の患者一人当たりの損益額の差額に精神神経科の患者数を乗じた額）

(注2) 補助限度額：精神神経科の損額（医業収益－医業費用）

(注3) 補助基本額：補助対象額と補助限度額とを比較して少ない方の額

## 2 補助対象事業の実績及び算定方法

三楽病院精神神経科の運営補助ほか3件の補助事業実績等については、表4及び表5のとおりである。

(表4) 精神神経科の実績及び補助対象額の算定方法 (教育庁分)

(単位：千円・人)

	平成25年度		平成26年度	
	精神神経科	その他の科	精神神経科	その他の科
医業収益 (A)	367,907	7,243,532	382,945	7,194,092
医業費用 (B)	631,831	7,501,904	616,187	7,451,447
損益額 (C) = (A - B)	△ 263,924	△ 258,372	△ 233,242	△ 257,356
入院患者数 (D)	7,375	59,806	8,575	57,107
外来患者数 (E)	13,999	215,820	16,019	218,910
患者数合計 (F) = (D + E)	21,374	275,626	24,594	276,017
1人当たりの損益額 (G) = (C / F)	△ 12,348円	△ 937円	△ 9,484円	△ 932円
1人当たりの損益額の差 (H)	△ 11,411円		△ 8,552円	
補助対象額 (I) = (H × F)	△ 243,899		△ 210,328	

(注) 1人当たりの損益額：円未満四捨五入

(表5) 補助対象事業の実績 (福祉保健局分)

	平成25年度	平成26年度
精神保健及び精神障害者福祉に関する報告書件数	入院届 7件	入院届 3件
救急医療業務手当支給回数	休日昼間 48件 夜間 375件	休日昼間 105件 夜間 410件
衛星通信装置購入費用	1式 335,000円	—